

入会及び退会規程

平成 25 年 3 月 22 日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人青森県トラック協会（以下「この法人」という。）定款第 6 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第 2 条 この法人に入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込み者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 3 条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第 4 条 入会金及び会費の金額及び納付並びにこれらの免除に関する細則は、定款第 8 条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、別に理事会において定める。

(退会事由及び手続)

第 5 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第 9 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することは

できない。

(再入会)

第6条 前項の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込みに対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成25年10月29日から施行する。

(入会申込み内容を掲載した別表・別紙の基準を削除し、入会申込みの様式を制定)